

## 横須賀都市計画地区計画の決定（横須賀市決定）

都市計画池田町1丁目第2地区地区計画を次のように決定する。

名 称	池田町1丁目第2地区地区計画	
位 置	横須賀市池田町1丁目	
面 積	約6.4ha	
区 域 の 整 備	地区計画の目標	池田町1丁目第2地区は、本市の東部地域、京浜急行線新大津駅の東約0.6kmに位置する丘陵地であり、開発行為により宅地の整備完了見込みのある地区である。 本地区は、周辺の市街地環境と調和した良好な住環境の形成を基本目標に、開発行為の目的である低層住宅を主体としたまちづくりを具現化するため、次に掲げる土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備及び緑化の方針のもとでまちづくりを適正に誘導し、保全することを目標とする。
開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	1 低密度で閑静な住環境の形成を図るため、土地利用を適正に規制、誘導する。 2 各宅地は、良好な居住水準が確保される規模で適正に整備するほか、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。 3 道路、公園、雨水調整池等の公共施設は、利便性や防災に配慮して適正な位置及び規模で整備し、整備後は適正に維持、保全を図る。 4 地区内及び地区周辺の住民の利便に供する地区入口部の公園は、都市計画公園に定め適正に維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	専ら地区内住民の利便に供する地区中央部の公園及び良好な居住環境の確保に必要な現に存する一団の斜面緑地は地区施設に指定し、整備後の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等に関して用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等の諸制限を定め、良好な居住水準を確保した低密度の低層住宅等の建築を誘導し、維持、保全を図る。なお、建築物の屋根、外壁の意匠及び色彩は、良好な住環境の形成にふさわしいものとし、特に原色は避け、彩度を抑えた色合いのものとする。また、工作物、屋外広告物等の意匠、色彩及び設置場所については、周辺の都市景観に調和するよう配慮するものとする。
	緑化の方針	1 緑豊かで潤いのあるまちなみを形成するため、公共空間及び建築敷地の緑化を積極的に推進する。 2 各建築敷地の道路境界沿いは、生垣等で緑化整備し緑化後は適正に維持、保全を図る。 3 良好的な居住環境の確保に必要な現に存する一団の斜面緑地は、地区施設に指定し適正に維持、保全を図る。

地 区	地区施設の配置及び規模	公 園	1か所 面積約 1,900m <sup>2</sup>
		緑 地	2か所 面積約 11,800m <sup>2</sup>
区 域 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅（長屋を含む。）</li> <li>(2) 兼用住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するものをいう。）</li> <li>(3) 集会所、博物館その他これらに類するもの</li> <li>(4) 保育所</li> <li>(5) 診療所（患者の収容施設を有するものは除く。）</li> <li>(6) 公益上必要な建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(い)項第9号に規定するものをいう。以下同じ。）</li> </ul>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>150m<sup>2</sup>。ただし、長屋の用途に供する建築物の敷地については、戸数に100m<sup>2</sup>を乗じたもの以上とする。</p>
			<p>ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線（道路境界線における隅切部分を除く。）までの距離は1m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の敷地面積の最低限度に掲げた敷地面積に満たない公益上必要な建築物</li> <li>(2) 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5m以上であるもの</li> <li>(3) 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であるもの</li> <li>(4) 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10m<sup>2</sup>以内であるもの</li> </ul>
	工作物の設置の制限	傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。ただし、道路に面する部分に玄関アプローチその他これに類するものを築造する場合は、この限りでない。	
	かき又はさくの構造の制限	建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で高さが1.5m以下であるもの又は生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園、運動場その他これらの周囲に設けるへい等で、網状その他これに類する形状としたもの</li> <li>(2) 壁面の位置の制限に掲げた距離以上後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分（出入口部分を除く。）に植栽等を施したもの</li> <li>(3) ごみ集積場の周囲に設けるもの</li> </ul>	

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」